

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり				施 策 主 管 課	環境衛生課										
	施策No.	3	施策名	循環型社会の形成		重点施策		施策主管課長名	川路 和幸										
施策 関係課名	企画政策課、衛生施設課、農林水産政策課、農政畜産課、商工振興課、下水道課																		
<b>1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針</b>																			
循環型社会の形成を図るため、市民・事業所・行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減する。																			
<b>2 施策の目的と成果把握</b>																			
(1) 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市民 通勤・通学者、観光客																
(2) 対象指標 (対象の大きさを表す指標)			単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
A	人口		人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098									
				実績値	127,773	127,450	127,662	127,487	127,365										
B	事業所数		事業所	見込み値															
				実績値	-	-	5,242	-	-										
C	※事業所・企業統計調査結果 H21から経済センサス			見込み値															
				実績値															
(3) 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			循環型社会の形成を推進する ※環境に対する意図は循環型社会の形成＝環境負荷が少なく持続的発展が可能となる「3R」①ごみは出さない②出したごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分する																
(4) 成果指標 (意図の達成度を表す指標)			◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)																
			単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
A	市民一人当たりのごみの排出量		g／人日	成り行き値	950	950	950.0	950	950	950									
				目標値	950	940	930	920	910	900									
				実績値	971	941	937	940	923										
				達成率	98%	100%	99%	98%	99%										
				結果	○	○	○	○	○										
B	リサイクル率		%	成り行き値	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8									
				目標値	21.5	22.2	23.0	23.7	24.5	25.0									
				実績値	18.7	17.2	15.6	16.2	15.6										
				達成率	87%	77%	68%	68%	64%										
				結果	△	△	△	△	△										
(5) 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)			(6) 平成24年度の目標値設定の考え方																
・A…市民一人当たりのごみの排出量 ※市民が出すごみの減量が進んでいるかを示す指標として設定。 ※ごみ処理施設に搬入されたごみの総量を市民一人一回あたりの搬入量に按分 ※当該年度の数値は市が調査した速報値となります。 ※次年度、環境省報告により数値が変動する場合があります。			A	・「市民一人当たりのごみの排出量」については、さらなるごみ減量を推進するため、平成18年度比で約5%減の900g/人日を目指す。															
・B…リサイクル率 ※出したごみができるだけ利用することができたかを示す指標として設定。 ※リサイクルされたごみの量(処理施設におけるごみの搬入量・搬出量から把握) ※廃棄物処理事業実態調査(環境省)から記載(前年度分)。 ※当該年度の数値は市が調査した速報値となります。 ※次年度、環境省報告により数値が変動する場合があります。				・「リサイクル率」については、平成22年度における国目標値である24%に準じた目標値を設定する。															
			C																
			D																
			E																

## ③ 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- ・廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リチーナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図る必要があります。
- ・マイホームやアパート・マンションの新築増に伴うごみステーション増を抑制し、ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図る必要があります。
- ・不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要があります。
- ・一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要があります。
- ・ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場の一般廃棄物処理施設については、周辺地域に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要があります。

## ④ 施策の特性・状況変化・住民意見等

## ① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の収集及び効率的な処理体制の確立。</li> <li>・廃棄物の抑制とリサイクルの推進。</li> <li>・ごみ分別・排出ルール・資源ごみリサイクルの住民への周知・徹底。(転入者、新設アパート・マンション等入居者、自治会未加入者に対するごみの適正処理の徹底。)</li> <li>・ポイ捨てや不法投棄防止及び喫煙マナー等向上に対する住民への意識高揚や啓発活動並びに道義高揚運動の推進。</li> </ul>	<p>■市民</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生抑制に努める(普段からできるだけごみを減らすように心がける。ごみになるようなものを買わない。製品寿命の長い物を買い、使い捨て製品はなるべく買わない。賞味期限内に食べるべき。物を大切にし、壊れた物は修理して長く使う。買い物にはマイバッグ等の袋を持参する。)</li> <li>・再使用やリサイクルに努める(使った後、リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買う。エコマーク、グリーンマークなどの表示のある環境にやさしい商品を買う。リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用する。)</li> </ul>

## ② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- ・容器包装リサイクル法が次のような基本的方向に沿って改正され、平成19年度から段階的に施行された。
  - ①3R推進の基本原則に基き、排出抑制と再使用を更に推進する循環型社会構築の推進。
  - ②容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化。
  - ③容器包装廃棄物の3Rの推進に係る国・自治体・事業者・国民・NPO等のすべての関係者の積極的な協働。
- これに伴い、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装を中心とする資源ごみの分別排出・分別収集・リサイクルの一層の徹底が求められる。
- ・平成19年度に霧島市環境美化条例(ポイ捨て禁止等)が制定された。
- ・一般廃棄物管理型最終処分場の整備について地元自治会と協定締結し、建設に着手することになった。
- ・し尿処理施設については指定管理者制度を導入することが決定した。

## ③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- ・国分・隼人地区の住民や自治会役員からアパート・マンション等入居者や自治会未加入者の一部住民のごみ出しマナーが悪いので、ごみ出しルールの周知、適正処理の徹底並びに自治会加入促進の要望があった。
- ・マイバッグ持参運動の一体的推進についての要望が平成18年9月にあった。

## 5 施策の現状

## ① 平成23年度施策の取組方針

- 廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図るために、廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リチーナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進する。
- ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図るために、マイホームやアパート・マンションの新築増に伴うごみステーション増を抑制する。
- 不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく。
- 廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築するため、一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図る。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場など)の処理能力を安定的に確保し、また、周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないよう、関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努める。

## ② 平成23年度施策の取組方針の達成状況

- 自治会が行う分別収集活動の支援や生ごみの堆肥化を試行的に行うことにより、廃棄物の減量化や資源の再利用及びリサイクルに努めた。また、広報誌でマイバックの利用を呼びかけることで廃棄物の発生抑制に努めた。
- ごみステーションの増加については、設置方針により抑制に努めた。
- 関係機関等と合同で環境パトロールを行うとともに、広報誌や看板の設置により道義高揚やマナーアップ等を図り、不法投棄の防止に努めた。
- 説明会等を開催し、一般廃棄物管理型最終処分場の整備について地元自治会と協定締結した。
- 定期的に水質や大気についての調査を行い、周辺地域の環境に影響を与えないよう適正な施設の運転管理に努めた。

## ③ 平成23年度施策の目標値と実績値の比較

## ④ 平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因

目標達成 ◎ 105%以上  
 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満  
 目標を未達成 △ 95%未満

平成23年度成果指標			結果
目標値	実績値	達成率	
A 910	923.0	99.0%	○
B 24.5	15.6	64.0%	△
C			
D			
E			

A. 市民一人一日当たりのごみの排出量は、平成23年度目標をほぼ達成した。

その要因は、

・新燃岳噴火の影響で本市を訪れる観光客が減少し、事業所等から排出されるごみの減少に繋がったためと考えられる。

B. リサイクル率については、平成23年度目標を達成することができなかった。

その要因は、

・市民一人一人の資源ごみのリサイクルに対しての意識は定着してきていたと考えられるが、徹底した分別が行われていないことが要因と考えられる。また、リサイクル率に換算されない新聞社による古紙回収等も要因の一つと考えられる。

## ⑤ 基本事業の目標達成度

(平成23年度目標と実績との比較)

○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成

①リサイクル等の推進	○	④廃棄物処理施設の整備・管理	
②廃棄物の適正処理の推進	○	⑤	
③不法投棄の防止	×	⑥	

- 廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図るために、3R(廃棄物の発生抑制、資源の再使用、リサイクル)の普及啓発に取り組むとともに、市民や自治会等と協力して適正な分別収集に努める。
- ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図るために、マイホームやアパート・マンションの新築増に伴うごみステーション増を抑制する。
- 不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく。
- 廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築するため、一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成に努める。
- 一般廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場など)の処理能力を安定的に確保し、また、周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないよう、関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正な維持管理に努めるとともに、敷根清掃センターにおいては、施設の長寿命化計画を策定する。

基本事業No.	2-3-1	基本事業名	リサイクル等の推進	基本事業主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-----------	----------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

## ①基本計画期間における取り組み方針（総合計画書より）

- ・地域における分別収集活動の活性化のための支援を行う。
- ・一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿・汚泥の堆肥化を推進する。
- ・環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、一般家庭におけるごみの分別排出のさらなる徹底、消費者の買い物袋の持参、環境に配慮した商品の購入等、ごみの排出抑制、資源の循環利用に係る普及啓発を行う。
- ・環境保全協会と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の啓発を行う。
- ・市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量や資源の循環利用に積極的に取り組む。
- ・ごみの排出を抑制し、再利用やリサイクルへの誘導を促進するため、適正な処理費用の負担について調査・研究を行う。

②対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	③意図	・適切に分別を行う。 ・リサイクルされる。
-----	-------------------------	-----	--------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

	①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 資源ごみの分別や資源物回収への協力をしている市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	88.7	88.7	88.7	88.7	88.7	88.7	88.7
			目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
			実績値	91.3	93.1	94.8	92.9	94.5		
			達成率	101%	103%	105%	103%	105%		
			結果	○	○	◎	○	◎		
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

資源ごみの分別や資源物回収への協力をしている市民の割合は、良好な水準で推移しており、今後、意識啓発を進めることで高い水準を維持することを基本とした。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**

- 地域における分別収集活動の活性化のための支援を行う。
- 一般家庭や事業所から排出される生ごみの資源化を推進する。
- 環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、一般家庭におけるごみの分別排出の徹底、消費者の買い物袋の持参、商品の購入等の場合はできるだけ簡易包装を依頼することでごみの排出抑制かつ資源の循環利用に係る普及啓発を行う。
- 環境保全協会と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の利用等の啓発・広報活動を行う。
- 市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量や資源の循環利用に積極的に取り組む。

**5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 引き続き資源ごみ分別収集推進補助金により各自治会の分別収集活動の支援を行った。
- モデル地区を選定して、家庭から排出される生ごみを堆肥化する試行事業を行った。
- 広報誌でマイバッグの使用を呼びかけることにより、ごみの排出抑制等の普及啓発を行った。また、一部の地区に環境保全協会と連携して生ごみの水切り容器を配布して、ごみの排出抑制を図った。
- 一部の小売店等においてマイバックの使用促進が行われている。
- 国分地区的市立小中学校で給食残渣を堆肥化することにより、市役所のごみの排出抑制に取り組んだ。また、職員に対してごみの減量や資源の循環利用に関する研修を実施し、意識啓発を図った。

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

資源ごみの分別や資源物回収への協力をしている市民の割合は、平成22年度に比べ1.6ポイント増加し、また平成23年度目標も達成することができた。

その要因は、

- ・市民一人一人の資源ごみのリサイクルに対しての意識が概ね定着してきているためと考えられる。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**

- 一般家庭や事業所から出る生ごみの資源化を更に推進する。
- 環境保全協会、地区自治公民館等の関係者と協力・連携して、3R(廃棄物の発生抑制、資源の再使用、リサイクル)の普及啓発に取り組む。
- 市立小中学校での給食残渣の堆肥化推進を図る。

**8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

基本事業No.	2-3-2	基本事業名	廃棄物の適正処理の推進	基本事業主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-------------	----------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針****①基本計画期間における取り組み方針（総合計画書より）**

- ・分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみの分け方・出し方を周知徹底する。
- ・市で処理できない廃棄物(廃家電4品目、廃パソコン、在宅医療廃棄物、農薬、自動車、バイク、消火器等の処理困難廃棄物等)の適正処理について指導・啓発を行う。
- ・自治会等が管理するごみステーションの新設・改良に対して支援を行う。
- ・ごみステーションの増設を抑制するとともに、効率的な収集・運搬体制を検討・構築し、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努める。
- ・事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。
- ・一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を確保する。
- ・災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、「霧島市地域防災計画」に基づき災害廃棄物の処理体制を整備・確保する。

②対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	③意図	・ごみの減量化と適正排出される。 ・適正に収集、運搬、処理される。
-----	-------------------------	-----	--------------------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
			目標値	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0	
			実績値	78.0	81.6	79.8	79.9	78.7		
			達成率	111%	113%	108%	105%	101%		
			結果	○	○	○	○	○		
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

一人一日当たりのごみ排出量は、良好な水準で推移している。今後も行政、事業所、市民が連携して3Rやごみの適正化処理に係る普及啓発を行うとともに、具体的な実践活動を推進することで、ごみ減量化等に取り組んでいる市民の割合の最終年度には、80%の水準に達することを前提条件としては、市民アンケート調査の「環境づくりに対する行動について」の項目で『実行していないが今後、実施したい』と回答した19.5%の市民の内、約半数の10%の成果向上を見込んだ。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**

- 環境保全協会と連携して、自治会等が管理するごみステーションの新設・改良に対して支援を行う。
- ごみステーションの増設を抑制するとともに、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努める。
- 事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。
- 一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を確保する。

**5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

- ごみステーションの新設・改良に対して環境保全協会を通して補助金を交付し、支援を行った。
- 10世帯未満のアパート・マンションについては、自治会管理のごみステーションを利用するよう指導することで、ごみステーションの増設を抑制した。
- 一般廃棄物収集・運搬許可業者を通して事業者に、適正なごみの分別排出や収集・運搬について啓発を行った。

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合は、平成23年度目標を達成することができた。

その要因は、

- ・市民一人一人のごみの分別意識が概ね定着しており、また、ごみの排出抑制の意識も高まっているためと考えられる。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**

- ごみステーションの新設については設置基準に基づいた運用を行う。
- 事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。
- 一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を行う。
- 生ごみの水切りの徹底や、刈り取った草木を乾燥化して排出してもらうための広報活動を行う。

**8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

基本事業No.	2-3-3	基本事業名	不法投棄の防止	基本事業主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------	----------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

## ①基本計画期間における取り組み方針（総合計画書より）

- ・不法投棄を未然に防ぐため、環境保全協会、地区自治公民館、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロール等を行うとともに、違反者に対する指導の強化を図る。
- ・不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板の設置を行う。

②対象 市民

③意図 不法投棄をしない。

**2 基本事業の指標等の推移**

◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 苦情および不法投棄等の件数	件	苦情処理簿		成り行き値	170	170	170	170	170	170
				目標値	160	155	150	140	130	120
				実績値	166	179	124	113	195	
				達成率	96%	85%	117%	119%	50%	
				結果	○	△	◎	◎	△	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

苦情及び不法投棄件数は、ほぼ横ばいで推移しているようである。今後も道義高揚、マナーアップ、環境美化等に係る啓発・実践活動を地域・職場ぐるみで盛り上げ、実効性を高めていくとともに、平成19年度に環境美化（ポイ捨て禁止等含む）条例を制定するなど、全市挙げて取り組むことで、最終年度には、平成18年度の164件から120件（10件／月）を目指すこととした。

**4 平成23年度基本事業の取組方針**

- 不法投棄を未然に防ぐため、環境保全協会、地区自治公民館、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロール等を行うとともに、違反者に対する指導の強化を図る。
- 不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板の設置を行う。
- 不法投棄監視カメラによる監視を継続する。

**5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 環境パトロールを継続して行うとともに、不法投棄防止月間には関係機関と合同で環境パトロールを行った。また、不法投棄防止月間にあわせて道義高揚・マナーアップ等の啓発を広報誌で行った。
- 看板を設置して不法投棄の防止を呼びかけた。
- 引き続き市内3箇所に不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄の防止に努めた。

**6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

苦情および不法投棄等の件数は平成22年度に比べ82件増加し、平成23年度目標を達成できなかった。

その要因は

- ・環境パトロールを強化することにより、これまで発見できなかった新たな不法投棄の発見に繋がったためと考えられる。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**

- 環境保全協会や環境美化推進員による環境パトロールを継続して行うとともに、不法投棄防止月間について環境パトロールを強化し、また、広報誌等を利用した道義高揚・マナーアップ等の啓発活動を行う。
- 不法投棄が多発する場所には看板を設置して不法投棄防止に努めるとともに、より効果がある看板の設置方法についての検討を行う。また、不法投棄監視カメラによる不法投棄の監視を引き続き行う。

**8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

平成 24 年度 基本事業マネジメントシート（平成23年度目標達成度評価）施策名  
2 - 3 循環型社会の形成

基本事業No.	2-3-4	基本事業名	廃棄物処理施設の整備・管理	基本事業主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------------	----------	-------

#### 1 基本事業の目的、取組み方針

##### ①基本計画期間における取り組み方針（総合計画書より）

- ・可燃ごみ等の中間処理(焼却)において発生する飛灰固化物を適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の整備を行う。
- ・一般廃棄物(し尿・汚泥を含む。)の中間処理施設(民間施設を含む。)及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、処理コストの削減に努める。

②対象	•一般廃棄物(ごみ・し尿) ※「し尿」は浄化槽汚泥を含む •一般廃棄物処理施設(リサイクル施設、焼却処理施設、最終処分場、し尿処理施設)	③意図	•市域内で処理できる体制が整う。 •適切に維持・管理される。 ※安いコストで基準を遵守しながら処理能力を安定的に確保すること。					

#### 2 基本事業の指標等の推移

◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	市域外で処分される一般廃棄物の割合＊リサイクルされる一般廃棄物を除く	%  %	施設における廃棄物の搬入・搬出量から把握	成り行き値	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4
				目標値	9.4	9.4	9.4	9.4	7.6	7.6
				実績値	9.4	10.2	1.9	1.9	1.9	
				達成率	100%	91%	180%	180%	175%	
				結果	○	△	◎	◎	◎	
B	一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率	%	施設の管理委託先の調査	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				達成率	100%	100%	100%	100%	100%	
				結果	○	○	○	○	○	
C	1t当たりの一般廃棄物処理コスト(建設改良費を除く)	千円／t	廃棄物処理事業実態調査(環境省)	成り行き値	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0
				目標値	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
				実績値	13.7	17.0	18.5	18.5	18.7	
				達成率	75%	45%	32%	32%	30%	
				結果	△	△	△	△	△	

#### 3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A. 平成18年度に廃棄物処理施設に搬入されたごみ44,426tのうち、約2,146tの飛灰固化物及び不燃残渣が市域外の最終処分場で埋立されている。また、市域内で発生したし尿75,476klのうち、溝辺地区分9,107klが市域外で処理されている。このため、一般廃棄物管理型最終処分場の整備を促進し、市域外で埋立処分している飛灰固化物等を約2,146t(平成18年度ごみ・し尿量119,902tの1.8%)をその一般廃棄物管理型最終処分場で処理することにより、市域外で処理される一般廃棄物の割合を9.4%から7.6%に低減していくことを目標とした。
- B. 一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率については、現時点において、全ての処理施設が関係法令に定める環境基準をクリアしているが、今後もこれらの環境基準を全てクリアしていくことを目標とした。
- C. 一般廃棄物の処理コスト(建設改良費を除く)については、新たな廃棄物処理施設の建設に伴う維持管理費の増額等が見込まれるが、一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進により、現状を維持していくことを目標とした。※し尿1kl=1tで計算  
※廃棄物処理事業実態調査(環境省)から記載(前年度分)。  
※当該年度の数値は市が調査した速報値となります。  
※次年度、環境省報告により数値が変動する場合があります。

#### 4 平成23年度基本事業の取組方針

- 一般廃棄物管理型最終処分場の整備を行う。
- 一般廃棄物(し尿・汚泥を含む。)の中間処理施設(民間施設を含む。)及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、引き続き処理コストの削減に努める。
- 指定管理者制度を活用した、牧園・横川地区し尿処理場の管理運営を検討する。

#### 5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況

- 一般廃棄物管理型最終処分場の整備に伴う立地可能性を調査し、調査結果等の住民説明会や先進地視察などを行い、整備について地元自治会と協定締結した。
- 定期的に水質や大気についての調査を行い、周辺の環境に影響を与えないよう適正な施設の運転管理に努めた。
- 金属類や溶融スラグを排出するため一時保管するストックヤードを建設し、ごみの総排出量、焼却処理量の抑制、ごみ処理コストの削減等を図るために体制を整備した。
- 牧園・横川し尿処理場への指定管理者制度の導入を検討し、平成24年7月から指定管理者による運営を行うことが決定した。また、南部し尿処理場については指定管理者制度の導入を検討した。

#### 6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A. 市域外で処分される一般廃棄物の割合は、平成22年度目標を達成することができた。  
その要因は、  
・これまで溝辺地区的生し尿・浄化槽汚泥を市域外で処分していたが、平成21年度から市内で処理するようになったためである。
- B. 一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率については、平成23年度目標を達成することができた。  
その要因は、  
・適正な施設の運転管理に努めているためである。
- C. 1t当たりの一般廃棄物処理コストについては、平成22年度目標を達成することができなかった。  
その要因は、  
・敷根清掃センターでは、施設を構成する設備や機器等が、高温・多湿で腐食や摩耗が進行しやすい環境下で稼働しているため、性能低下等の進行が速く、修繕が嵩んだためと考えられる。

**7 平成24年度基本事業の取組方針**

- 一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成に努める。
- 一般廃棄物(し尿・汚泥を含む。)の中間処理施設 及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、引き続き処理コストの削減に努める。
- 指定管理者制度を活用した、牧園・横川地区し尿処理場の管理運営を実施し、南部し尿処理場については平成25年度導入に向けた手続きを行う。
- 敷根清掃センターの長寿命化計画を策定する。

**8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**